


所管部課	福祉部 高齢介護課		部長	田口 茂夫		
件名	東大和市介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する規則の一部を改正する規則について			区分	○	
				1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1 要旨</p> <p>令和3年3月15日に「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準」（厚生労働省告示第71号）が公布されたことを踏まえ、標記規則について改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、訓練の実施等を義務付ける規定を追加する。 ②感染症や災害が発生した場合も必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画の策定、訓練の実施等を義務付ける規定を追加する。 ③利用者に対する虐待防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける規定を追加する。 ④認知症への対応力の向上のため、事業者に認知症介護に係る基礎的研修の受講措置を義務付ける規定を追加する。 <p>その他告示の内容に沿った規定の追加を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 規則の内容を告示に適合させることにより、東大和市介護予防・日常生活支援総合事業の適正化に資することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年3月 告示の公布 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。